

社会福祉法人貝塚誠心園

役員等報酬規程(報酬支給基準)

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人貝塚誠心園(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、理事長をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、業務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。旅費等の支払金額等については職員旅費規定による。(職員管外出張及び旅費支給規定内規、施設長に準ずる。)

(報酬等支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

(1) 常勤の理事

- ① 理事長の報酬については下表1の通りとし月額をもって支給し、毎年6月と12月に賞与を支給する。支払方法は職員給与、賞与支給日と同日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(下表1)

役職名	毎月報酬	賞与	支給額
理事長	150,000円	6月	500,000円
		12月	550,000円

- ② 理事長の報酬総額を年額300万円以内(税金含む)と定めて、その限度額内で理事会において決定する。

但し、財源事情により役員会、評議員会の承認を受け増減できる。

(2) 非常勤の理事

- ① 報酬については会議等出席の都度、現金で一人一律一日10,000円を支給し、一人あたりの各年度の総額が300,000円を超えない範囲で支給する。

(3) 非常勤の監事

報酬については会議等出席の都度、現金で一人一律一日 10,000 円を支給し、一人あたりの各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で支給する。

また、監事の監査業務報酬については一日執行時間 7 時間として 20,000 円、半日監査については 10,000 円を支給する。

(4) 評議員

報酬については会議等出席の都度、現金で一人一律一日 10,000 円を支給する。(定款第 8 条で定める金額の範囲)

(5) 報酬課税について

(2) (3) (4) の所得税の課税については定額の報酬に課税した金額を支給し、所得税が改正された場合はそれに応じて支給する。

(公表)

第 4 条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 5 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 6 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は平成 29 年 6 月 20 日(定時評議員会の開催日)より施行する。
この規定は平成 30 年 3 月 20 日より施行する。
この規定は平成 30 年 11 月 15 日より施行する。